

# エミール

平成18年9月20日  
四季報（通巻第10号）

発行：三重県児童相談センター  
電話059-231-5666

## 障害者自立支援法に思う

三重県児童相談センター所長 上廣 正男

障害者自立支援法の成立に伴い、児童福祉法の一部が改正されて10月1日から施行されることとなっています。

社会福祉の基礎構造改革において、救済的な措置制度から利用者の選択を尊重する利用契約制度へと転換を図ろうとする流れは基本的に正しく、今後も継続されると思います。

児童福祉法の改正内容は、第24条の3が追加され、障害児の保護者は、障害児施設を利用する場合は、都道府県（児童相談所）に申請をし、申請を受けた都道府県（児童相談所）は、その可否を決定するというものです。

かくして、障害児に対する処遇として、児童福祉法に第27条第1項の規定による措置制度と第24条の3の規定による利用契約制度とが混在することとなりました。

措置するかどうかについては、措置権者である児童相談所長の判断に委ねられるわけですが、その判断が何の基準もなくバラバラでは、全国的に統一した処遇が確保されないことになり、厚生労働省に基準を示すように働きかけたところ、6月末の全国児童相談所長会議の席上、次のような基準が示されました。

原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- 1 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- 2 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- 3 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

この基準をもとに、さらに具体的な取り扱い定め、児童相談所長が中心になり、各施設毎に保護者説明会を開催して円滑な契約への移行を進めているところです。

この二つの制度が混在することに対して、私の考えるところを述べますと、育てる人又は育てるに適した人がいない子どもについては、児童養護施設に措置をすることになります。

措置というのは、行政処分の一つで、公権力の発動として行うわけですから、子どもにとって最善の利益が確保できると児童相談所長が判断すれば行い、措置をした以上、児童相談所は全責任を負うことになります。

一方、施設入所が必要な障害を持った子どもも、育てる人がいない、育てるに適した人がいないなど、児童養護施設に措置をする子どもと同じような状態で、たまたまその子どもに障害があるから、より専門的ケアが受けられる施設に入所した方が適しているということから障害児施設を選択するだけで、要保護性という点では児童養護施設に措置する子どもと何ら変わるところはありません。

従って、生活型の児童福祉施設に契約という制度が適しているかどうか、はなはだ疑問を感じるところです。

今後、措置から契約へと制度の移行が進むなかで、要保護児童対策として位置づけられる児童福祉法に契約という制度がなじむのかどうか、子どもの人権を保障し、子どもの最善の利益を守るために、子どもの視点に立って、十分な議論を進める必要があるのではないかと思います。

## <コラム> 施設コンフリクト

コンフリクトという言葉聞いたことがありますか。コンクリートではありません。英語の辞書を引くと「conflict」 闘争、争い、衝突（意見、利害などの）、不一致と訳されています。

施設コンフリクトとは、福祉施設等を整備する際に、地域住民と利害等が衝突して住民反対運動等がなされ、整備が進まないことを言います。

最近の施策として、地域の中の住宅地などに新たに小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保ちながら、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所児童の社会的自立を促す地域小規模児童養護施設の整備を推進しています。

しかし、整備する場所は、その目的から人里離れたところでなく、住宅密集地となり、この種の福祉施設が建つと地価が下がる、環境が悪化する等の理由で、地域住民から反対運動が起こります。これが、施設コンフリクトです。

地域住民の理解を得ることは大切なことですが、施設コンフリクトは人権に関わる問題で、差別につながる問題です。

これからの福祉施設は、知的に障害を持つ人のグループホーム等、地域の中でケアしていくという傾向が強くなると思います。お年寄り、障害を持つ人、育てる人がいない子ども達等、色々な人たちが地域の中で助け合いながら生活できる社会、施設コンフリクトのない社会を築いていきたいものです。 （上廣 正男）

## 改正児童福祉法の施行後の一年

総務・企画調整室 森本 良一

改正児童福祉法が施行され早や1年以上が経過しました。法の成立・公布後、施行までにわずかな時間しかなく、市町は体制整備等に大変なご苦労があったものと思われます。住民にとって最も身近な行政サービスの一つである‘福祉’は、市町で対応することが望ましく、法改正の趣旨は大いに賛成ですが、今考えれば拙速であったようにも思います。

しかし、県内の市町はこの改正法の施行を乗り切ったのではないのでしょうか。市町における子ども福祉行政は、確実に向上していると実感しています。児童家庭相談を受ける市町の組織を見ると、組織の名称が「子ども総合支援室」、「こども相談センター」、「こども未来課」などが目につきますし、名称にかかわらず、子どもに関わる多様な職種（保健師、保育士、教員など）が連携しながら対応していくシステムが築かれつつあるように思います。

かつて児童相談所は、多様な職種と機能を抱えるが故に、悪い意味での自己完結型組織として閉鎖的な課題を有していました。児童虐待の対応という大きな課題を目の前にし、自分たちだけでは立ち向かえないことを認識し、各機関との連携により乗り切っていると言えます。市町の各機関が、児童相談所の辿った道を他山の石とし、日常的なネットワークを強化され対応を進めていくことを引き続き期待しています。

さて、当センターでは、「市町児童家庭相談援助マニュアル」の策定を市町の職員の方に委員をお願いして進めています。検討を重ねる中で、私は、児童相談所という枠で児童相談というものを捉えており、その視点だけでは市町における児童家庭相談というものを捉えきれないことに気づきました。それは、市町での相談は、明確な主訴をもった相談という形式張ったものではなく、気軽さとあいまいさを有したものが多いいということです。児童相談所には、多くの相談者が一定の「このことについて相談にのってもらいたい。」という意識をもって来所し、専門職による受容と専門的な助言を得ることを目的としていると考えてしまいますが、それは児童相談所という枠組みによるものであることに思い至りました。よく考えてみると、子育て支援の重要性が問われる現在には、このような市町の相談のあり様は最も望まれることだとあらためて思い知ったところです。

厚生労働省が定めた「市町村児童家庭相談援助指針」では、市町は相談の受付から受理、援助方針の決定、援助の実施、実施状況の評価など、全ての分野において児童相談所と同様の対応が求められています。しかし、気軽さとあいまいさを有した相談が多いとすると、市町に求められる視点はもっと違うところにあるのかもしれない。

マニュアルは、市町で相談業務に当たられる皆さんに活用してもらえらるものとしたので、あまり国の指針の内容にとらわれず編集していきたいと考えています。今後とも皆様のご意見とお知恵をお寄せください。

## 「一時保護所に勤めて」

中勢児童相談所 太田 裕幸

ざわめきと静けさ、拗ねた顔と素直な顔、依存と自立、今日もこれらが交錯し子どもたちが色々な表情を見せる中で一日あわただしく過ぎていき、この一時保護所に勤務することになって早1年半が過ぎていきました。

一時保護所に勤め始めたころ、幼児から高校生までの幅広い年齢層の入所児童への対応に戸惑いを感じ、必要以上に強い指導をしてしまったり、また逆に受容しすぎたりと反省の日々の連続でした。そして何より驚いたのは、入所してきている子どもたちの家庭環境や生育歴が、自分がこれまで勤めてきた学校の多くの子どもたちとあまりに違うということでした。悲しく辛い状況などを目の当たりにして愕然とし、学校現場の中でこのような子どもたちへの視点があるそかになっていたのではないかと、それを突きつけられた思いでした。だからといって、同情で指導しようとは思っているわけではありません。短期間ですが、入所してくる子どもたちとの信頼関係を大切に、彼らがこれから生きていくうえで、少しでも生きる力を付けるための手助けと世の中に信じていることができる大人がいることを感じさせることができる指導をしたいと思っています。

児童相談所に勤めて初めてわかったことですが、職員一人が抱えているケースが家庭自立支援にしても虐待対応にしてもなんと多いことでしょうか。一人の児童の処遇を決定するためにどれほど職員が足を運び、相談し、交渉し、また説得を繰り返すことでしょうか。時には親に罵声を浴びせられるなど厳しい状況のときもあります。また、他にも通所してくる児童の相談予約が詰まっている中で、緊急の対応に迫られるなど数多くの仕事も抱えています。土日もなしで仕事をしなければならないときもあり、学校はこのような現状は知らなすぎるように感じるようになりました。

学校現場で担任や生徒指導業務に就いているとき、問題行動をたびたび起こし、指導がなかなか入らない生徒のことで児童相談所へ相談に行くことがあります。これはこれで必要なことであり、双方が行動し、情報を持ち寄り、子どものための最善を追求していかなければならないことであると考えます。しかし、ともすれば学校は児童相談所に預けてほっとしてしまうところが正直あるのではないのでしょうか。また、逆に学校で問題を抱え込んでそのままの状況を長引かせたり、児童相談所への連絡が遅くなったことで問題を大きくしてしまったりということもあるのではないのでしょうか。

社会の変化、家族の変容により学校だけで対応できない事例が多くなってきている現在、学校は地域社会の中で信頼される教育機関として、より一層の学校経営をしていくとともに、児童相談所との連携を進めていかなければならないと考えます。自分も将来学校現場に戻ったとき、この児童相談所での経験を大いに活かしたいと思えます。

今後も一時保護所には様々な子どもたちが入所してくるでしょう。その一人ひとりが安心・安全に暮らせるように、そして短い期間であるが人との温かい心の通い合いを感じ、これから力強く生きていくための何かを少しでも得られるように一時保護所職員として努力していきたいと思えます。

### 中勢一時保護所の生活 < 食事編 >

食事は、三食とも食堂で入所児童全員と当直の職員がいっしょに食べます。

中勢一時保護所では、出された食事は全て食べることができるよう努力しています。もちろん食べ物アレルギーであったり、体調を崩している子どもはこの限りではありませんが、それ以外の子どもについては、全量摂取を指導しています。

家庭で十分な食事を与えられていなかったり、偏った食事内容しか与えられていなかったり、極度に甘やかされて育った子どもは、好き嫌が多いことがあります。

栄養バランスを改善するためにも、好き嫌いなく食べることを指導しています。

不思議なもので、周囲の子どもが好き嫌いなく食べているのを見ると、無意識にそういったムードを感じるのかあまり口やかましく指導しなくても、家では嫌っていた食べ物を平気で食べることができるようです。

炊事職員が、子どもに不人気の食材を食べやすいように、調理に工夫を加えていることも影響しているようで、以前にあちこちの施設を経験してきた児童が「この食事はうまいよ」と言ったこともあります。

逆に細かい指導が必要なのは食べ過ぎることです。一部の被虐待児や知的に障害を持つ子どもにおいては、必要以上におかわりをするなど過食になることがあります。

その際は、職員が食べる量を制限することがあります。

基本的には適度なおしゃべりをまじえながら、楽しく食事をするのが望ましいのですがあまり騒々しくなると、落ち着いて食事ができなくなるといった事態になってしまうので、その調整をしながら職員もいっしょに食事をしています。

食事の配膳やテーブルふきは、子どもが当番で順番に行います。子どもの能力や性格が良く出て、なかなか配膳方法が覚えられない子どもや雑で適当にしてしまう子ども、細かく配膳しテーブルをきれいにしてくれる子どもなど様々ですが、皆、国語・算数等の学習時より熱心してくれます。

## 北勢児童相談所の里親支援の取り組み ～本読み会、里親サロン～

前号で紹介しました愛着障害に関する本読み会、里親サロンの様子について、続報をお知らせします。今回のテーマは、「愛着障害と脳」についてです。

### 本読み会のポイント

今回は、愛着障害は遺伝ではなく、胎児期から5歳までの母親や母親の代わりを務めた人たちと乳幼児との関わり合いの有無によって、未発達な脳が起こす感情面、行動面、思考面、人間関係、身体面、道徳面や倫理観における障害であることを学びました。このことを受け、胎児期からの成長段階における愛着障害と脳の密接な関係について、本読み会を行いました。

出生前の胎児期は母親の生活ぶりなど環境の影響を受けやすい時期です。妊娠8～16週の細胞移動期は脳の正常な形成の1つのキーポイントとなり、アルコール等の影響を受けます。また、妊娠26～39週は特殊臓器発達期といわれ、脳幹の上の感じる脳といわれる大脳辺縁系、危険などを察知する扁桃体が発達していきまします。聴覚も発達し、母親の心臓の鼓動や話し声を聞き分けることができ、愛着の絆の基礎を作る時期といわれています。

出生後は、6ヶ月までが愛着の絆を結ぶのもっとも大切な時期だといわれています。生後2ヶ月を過ぎると目がはっきり見えるようになり、人の笑顔に反応する脳の部分が育ち、共感能力の発達が始まります。4ヶ月を過ぎると赤ちゃんの方から母親の反応を引き出そうとします。8～10ヶ月頃には人見知りが始まり、1歳までに生存のニーズを満たしてくれる人（主に母親）との信頼関係を築きます。

1歳～1歳半頃には自己と他の概念がわかり始め、環境に興味を示し、探求し始めます。このころから3歳頃までが第1反抗期になります。肉体的にも目覚ましく発達し、脳も活発に成長するので、脳神経回路がどんどん増えて、興奮状態になり、常にいらいらしたり癪しゃくを起こしたりします。3歳までに基礎となる人格が形成されるといわれています。

### 里親サロンでの意見交換

- ・ 最近脳の研究が進んでおり、脳の働きがわかる検査機器が開発されている。CTやMRIにより、脳の活動状況や血液の流れがわかるようになった。児童相談所の相談においても医療機関でこうした検査を受けている子どもに出会うことも増えてきた。
- ・ 児童相談所が委託している子どもの中には、母胎にいるときの情報が少ないことが多い。アルコール依存症などの影響がわかりづらい。養育を引き受けてくださる里親には、そのような影響は心配の種になる。
- ・ アレルギーの有無など子どもを病院に連れて行くと必ず聞かれるが、わからないので返答に困ることがある。

- ・ 出生時の父の関わりがその後の夫婦での子育てにいい影響を与えるだろうと思う。
- ・ 発達には個人差があり、ゆっくりめの発達の子どももいるので、必ずしも本のマニュアルどおりにいくとは限らない。育児書などで様々な情報を得ることができるが、うのみにするのではなく、子どものその時期その時期に応じた成長を見守っていくのが大事だと思う。
- ・ 自分が思っていることが言えない子どもが増えているように思う。
- ・ 委託される子どもに関して、遺伝の心配がある。
- ・ 3歳のときに子どもを預かり育てている。4歳頃が一番大変だった。今は小学校中学年で落ち着いている。
- ・ 養子縁組した子どもがいるが、告知のタイミングやどこまで説明すればよいのかが難しい。告知すると子どもを突き放すような形になってしまわないだろうか心配している。子どもの方は里親委託前の施設での生活を覚えているようだ。乳児期のことに触れようとしないし、写真も見たいと言わない。

## 特 別 寄 稿

### MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践

エンパワメントみえ 志治 優美

「このプログラムは、決して良い親になるためのプログラムではありません。」と、始まる親の回復支援プログラムが今年度も児童相談センターと私ども市民活動団体エンパワメントみえとの協働で実施されようとしています。

「MY TREE ペアレント・プログラム」(以下「MY TREE」)は、2001年に森田ゆり氏によって開発され、関西地区で実践されてきました。1年以上の準備期間を経て、昨年よりこの三重県でも実践することができました。

「MY TREE」は、虐待している親、子どもの心とからだにダメージを与えてしまっていると感じている親たち、虐待やDVによって親子分離中、在宅支援中の親たちへのプログラムです。少人数(約10名)の固定したメンバーでの15回のミーティングのなかで、<まなびのワーク> <じぶんをトーク> そして<個別フォロータイム>を通して、自分と子どもの未知の部分を発見し、自己肯定感や自己治療力を高めます。

「このプログラムは、良い親になるためのプログラムではありません。あなたの中にあるあなたの素晴らしさや問題を解決する力に気づく場です。そして、あなたの

子どもが内に持つたくさんの力に気づくことで、子どもとのつきあいをもっと楽にするプログラムです。」

これまで、子育てに対する不安を口にすることができなかった人、また語ろうとすると「母親のくせに・・・」と非難されたり、「そのうちになんとかなる・・・」と取りあってもらえなかったり、「あなたががんばらないと・・・」と励まされたり、その不安に共感してもらうことができなかった人たちに、安心して自分、子ども、家族の問題を語れる場をつくり、体罰に代わるしつけの方法、感情表現、コミュニケーションスキルなどを学んでもらいます。

自分の話をじっくり聴いてもらいながら、自分とは違う悩みを持つ人の話を聴き、これまで押さえてきた涙を流し、「私は大切な人」と知ります。そして、子どもへの不適切な関わりに終止符を打ちます。

昨年度の参加者は6名。なかには2時間ほどの時間をかけて通っていただく方もありましたが、途中で止める方もなく、全員が終了されました。「9～12月の毎週、そして3か月後、6か月後の同窓会に参加していただけたのは何故ですか？」との問いに対する参加者の答えは、「安心の場があったから。」でした。最終回を迎える頃には子どもへの暴力が軽減されており、暴力が止まった人もありました。その暴力は、3か月経っても、6か月経っても再び起きることはありませんでした。どの方も新しい関係を作っておられたのです。それは、プログラム終了後も容易に使用できるツールがあるからです。参加者は次のように話しています。

「習った呼吸法で気持ちを落ち着かせることができた。」

「『怒りの仮面』をずらし、仮面の下にある悲しみ、不安などの感情を認めることができた。」

「誰かに助けを求めてもいいということを知った。その助けを求める方法も考えられるようになった。」

先日、NHKで「MY TREE」が紹介されました。参加者の一人が取材に応じてください、「私はもう子どもを叩くことはありません。それは『私は大切な人』だということを知ったからです。『私は大切な人』だと思えることで、子どもも大切な人だと知りました。発達が遅れていようが、泣こうが、ぐずろうが子どもも大切な人です。」と話してくれました。

私たちも、参加者の皆さんが自分の内にある力を感じ、回復していく姿を目のあたりにし、とても勇気づけられたものです。